# 資料 10

事 務 連 絡 令和3年10月19日

各都道府県市区町村担当課 担当者 様 各指定都市地域コミュニティ担当課 担当者 様

総務省自治行政局市町村課

「地域コミュニティに関する研究会」における「地域活動のデジタル化」の 議論の状況について

令和3年7月13日付け総行市第74号で実施した「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査の実施(依頼)」については、回答に当たりご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

当該調査の結果を踏まえ、令和3年8月30日に開催した「第2回地域コミュニティに関する研究会」では、「地域活動のデジタル化」と題し、

- ・市区町村が把握している自治会等のデジタル化の状況
- ・市区町村が考える自治会等のデジタル化を進める上で有効な分野
- ・自治会等のデジタル化の推進のための市区町村の支援、課題

等を議論するとともに、自治会等のデジタル化に取り組む市区町村の事例紹介を行いました。 総務省のホームページに掲載しておりますので、各市区町村におかれましては、今後、自 治会等のデジタル化を推進する際の参考にしてください。

また、関連して、地域活動のデジタル化の進展に資するよう「地方公共団体によるデジタル活用支援の推進について」(令和3年7月6日付け総務省自治行政局地域情報化企画室長及び情報流通行政局情報流通振興課長事務連絡)を添付しますので、こちらもご参照ください。

上記のことについて、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村の地域コミュニティ担当課に周知していただきますよう、お願いいたします。

#### ○添付資料

資料1 地域コミュニティに関する研究会 第2回 資料 総務省ホームページ

> 総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 地域コミュニティに関する研究会 https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/chiiki\_community/index.html

資料2 「地方公共団体によるデジタル活用支援の推進について」 ※ 一部資料を加工し、別紙3以降の資料を省略しています。

#### (担当者)

総務省自治行政局市町村課 山田係長、八嶋主査

TEL: 03-5253-5516 (直通)

FAX: 03-5253-5592

E-mail: shichousonka01@soumu.go.jp

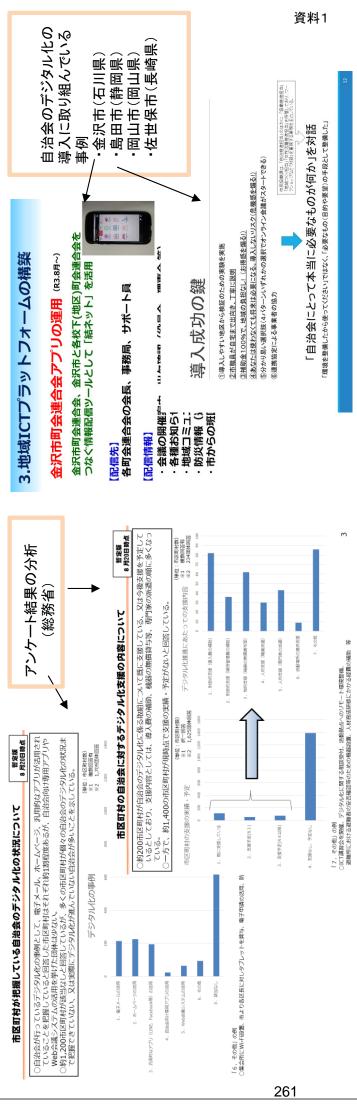
# 第2回研究仏アーマ「地域活動のデジタル化」 お換コミュニアイに魅する伊究仏

- 地域コミュニティに関する研究会(事務局:総務省自治行政局市町村課)
- つながりの希薄化への危機感は一層高まっているとともに、コロナ禍の影響により活動に制約が生じている。他方で、地域活動を効率化 地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会等の加入率の低下など、地域の し、効果を高める手段としてデジタル技術の活用への期待も高まっている。
- こうした状況を踏まえ、自治会、地域運営組織、NPOなど地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に 対応できるようにするための方策について、地域活動のデジタル化にも着目し、先進的な自治体や地域コミュニティの取組を全国の自治 体にフィードバックすることを念頭に置いて、検討することしている。
- 総務省ホームページ:https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/chiiki\_community/index.html

(総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 地域コミュニティに関する研究会)

# 第2回 研究会の概要

○全市区町村(1741団体)を対象としたアンケート結果、自治会のデジタル化の導入に取り組んでいる 「地域活動のデジタル化」について議論 4 つの市の事例を踏まえ、



※ 一部資料加工。別紙3以降の資料省略

事務連絡

各都道府県地域振興担当部(局)長 殿 各都道府県市区町村担当部(局)長 殿 各都道府県情報政策担当部(局)長 殿 (地域振興担当課、市区町村担当課、情報政策担当課)

> 総務省自治行政局地域情報化企画室長 総務省情報流通行政局情報流通振興課長

地方公共団体によるデジタル活用支援の推進について

平素より、地域の情報化推進に係る総務省施策に関し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~」を掲げています。このビジョンの実現に当たっては、デジタル活用支援が重要であり、「地域におけるデジタル活用支援の推進について」(令和3年1月29日付け総行情第14号、総行応第25号、総行地第7号、総行過第2号、総情活第1号。以下「1月通知」という。)において、国の「デジタル活用支援推進事業」(以下「国事業」という。)と併せて、地方公共団体においても、デジタルの活用による住民の利便性向上の重要性や令和3年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」が創設された趣旨等を十分に踏まえつつ、地域におけるきめ細かなデジタル活用支援の推進に積極的に取り組んでいただくようお願いしたところです。

今般、取組の参考となるよう、地方公共団体によるデジタル活用支援の事例を とりまとめました(別紙1)。つきましては、当該事例も参考としつつ、下記の とおり、1月通知において別途連絡することとしていた国事業の枠組みの活用 等も含め、地域におけるデジタル活用支援に一層取り組んでいただくようお願 いいたします。

また、都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に本事務連絡を周知いただくとともに、必要な助言を行っていただきますようお願いたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

#### 1 地方公共団体によるデジタル活用支援

地方公共団体によるデジタル活用支援の事例(別紙1及び「地域におけるデジタル活用支援の事例について」(令和3年3月29日付け総務省自治行政局地域振興室事務連絡))も参考としつつ、地域におけるデジタル活用支援に一層取り組んでいただくようお願いいたします。なお、各地方公共団体がデジタル活用支援を行うに当たっては、下記の(1)~(3)のとおり、国事業の枠組みを活用することもできます。

#### (1) 国事業の講師の派遣受入れについて

各地方公共団体が、地域においてデジタル活用支援に係る講座を開催する際には、事業実施団体となる近隣の携帯ショップ等の国事業の講師(以下「デジタル活用支援員」」という。)の派遣を受けることもできます。デジタル活用支援員の派遣依頼は、各地方公共団体において、講習会等を開催している事業実施団体を国事業のポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)<sup>2</sup> (別紙2) でご確認いただき、直接ご依頼ください。

デジタル活用支援員の派遣に係る費用(人件費・交通費等)は、原則として依頼を行った地方公共団体の負担となります<sup>3</sup>。費用負担その他の条件については、事業実施団体との間で調整をお願いいたします。

#### (2)講師等の育成について

各地方公共団体が開催するデジタル活用支援に係る講座の講師となる者 や相談対応をする者(以下「講師等」という。)を育成する際には、国事業で 作成した e-ラーニング研修及び講師用教材を活用することもできます。

この場合、各地方公共団体は、各地域の地方総合通信局から受講者 ID とパスワードの交付を受け、ポータルサイトから e-ラーニング研修の受講手順や講師用教材を入手できるので、各地域を担当する地方総合通信局にお問い合わせください(別紙3)。

<sup>1</sup> 総務省が指定する執行団体(一般財団法人日本データ通信協会)主催の研修等を受講し、修了した者

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.deji-katsu.jp/

<sup>-</sup> nttps://www.deji-katsu.jp/

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> デジタル活用支援員の派遣を受けて開催する講座において、マイナンバーカードの申請又はマイナポイントの予約申 込の支援を行う場合には、それぞれマイナンバーカード交付事務費補助金又はマイナポイント事業費補助金を活用す ることもできます (詳細は、各補助金交付要綱を参照。)。

なお、各地方公共団体が育成した講師等については、「○○市(町・村)地域デジタル活用支援員」などと名付け、活動を促進することも考えられます。

#### (3) 一般の受講者向けの教材・動画の活用について

国事業で作成した一般の受講者向けの標準教材・動画は、本年6月7日よりポータルサイトにて提供を開始しており、各地方公共団体が開催するデジタル活用支援に係る講座において活用することもできます。当該標準教材は、適宜アレンジしても構いません $^4$ 。

#### 2 国事業による講習会等の周知広報

本年6月から国事業による講習会等が開催されています。国事業による講習会等の会場・日時は、ポータルサイトにおいて市区町村単位で検索でき、その情報をCSV形式でダウンロードすることができます(別紙2)。

各地方公共団体におかれては、ポータルサイトにて講習会等の開催情報を随時確認の上、市政だより等の広報媒体を活用した周知広報をお願いいたします。 周知広報の方法や内容の例は、次のとおりであり、周知広報用のひな型等(別紙4)をご活用ください。

#### (周知広報の方法や内容の例)

- ・市政だよりに講習会等の開催予定の場所一覧を掲載
- ・自治体ホームページ、SNS 等による講習会等の開催情報の発信
- ・役所、地区会館、公民館等でのチラシ配布(別紙4)及びポスター(別紙5) 掲示
- ・自治会、町内会、シニアクラブ、社会福祉協議会等が発行するお知らせや、 関係団体の会員向け機関誌等への講習会等の開催情報の掲載依頼
- ・駅、大型商業施設や地元商店へのポスター掲示依頼等
- ※事業実施団体から、国事業のチラシ配布、ポスター(別紙5)掲示等を依頼 された場合、ご協力いただくようお願いします。

4 教材・動画の活用方法及びその利用に係る注意点の詳細については、ポータルサイトに掲載されている「利用者向け デジタル活用支援推進事業 デジタル活用支援実施ガイドライン (2021年6月)」の第6章 (教材の使い方)をご参 照ください。なお、本教材・動画については、利用者の責任において利用してください。



条例において、デジタルデバイドの是正 を行政の責務として明記

#### 概要(東京都)

- 令和2年度にオンライン通則条例を東京デジタル ファースト条例として抜本改正し、デジタルデバイドの是 正に対する対策を行うことを都の責務として明記した。
- 令和3年度については、デジタル機器に不慣れな高 齢者がスマホを安心して活用し、オンライン申請の利用 につなげる取組みを実施するとともに、区市町村が実 施するデジタルデバイドの是正に資する事業の実証を 行い、効果的な施策の横展開を行うこととしている。

【東京デジタルファースト条例(平成16年条例第147号)(抄)】

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第12条 都は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全 ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利 用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言そ の他援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う 者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条 件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のため の能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策 を講じなければならない。

【参考情報】 人口:1383.5万人 関連URL:

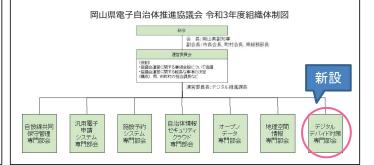
 $\underline{\text{https://www.reiki.metro.tokyo.lg,jp/reiki/reiki\_honbun/g101RG00003466.html}}$ 

# :**⊘Point**

➤ デジタルデバイド対策の専門部会を 県・市町村の協議会において設置

#### 概要(岡山県)

- 令和3年度に、市町村の支援を目的として、県と県 内全市町村で組織する岡山県電子自治体推進協 議会(平成14年設立)において、デジタルデバイド対 策の専門部会を設置した。部会には、全市町村が参 加している。
- 本専門部会において、デジタルデバイド対策に係る 国や先進自治体の取組みの共有、専門家を招いた 県・市町村職員向けの研修などを行うこととしている。



【参考情報】人口:190.4万人

関連URL: https://www.pref.okayama.jp/page/detail-26896.html

#### 事例: 地域におけるデジタル活用支援 【青森県・愛知県】



高齢者や障害者にiPadの使い方 を教える地域人財を育成

#### 概要(青森県)

- 東日本大震災をきっかけに、高齢者や障害者に対 して、①災害時にデジタル技術を活用した情報収集が できること、②日常生活や趣味をより充実したものとす ること、を目的に、iPadの活用を教えることのできる講 師を育成するための講座を平成25年度から開催して いる。これまで203名を育成。
- 県内3箇所のエリアごとに、10回の講座を通じて1 年かけて講師を育成。講座では、実際に障害者等に 教える機会を設けており、受講後にスムーズに活動を 行えるようカリキュラムを工夫している。 物書者・シニアの方に IPad を教える人材質変速度 受講者募集
- 講座を受けた講師は、周囲のデジ タルに不慣れな人のサポートをしてい る。特に、八戸市では、受講者同士 がサークルを結成し地元施設を活用 するなどして障害者等の支援を行って いる。

R2年度受講者募集チラシ>



 デジタルの教え手となる高齢者を育成 し、高齢者が高齢者を支援する仕組み

#### 概要(愛知県)

- 令和3年度以降、県が、市町村から推薦を受けた 候補者に対して講習(受講無料)を行い、「高齢者 デジタルサポーター |※として育成し、登録。
- ※デジタルに不慣れな高齢者に対して、同じ高齢者の目線で情報機器の 操作方法等の説明や相談に応じる概ね65歳以上の者
- サポーターは、市町村の依頼に応じて、高齢者向け の研修の講師や相談要員等として、派遣される。
- サポーターは、スマートフォンの基本操作や高齢者が 巻き込まれがちなトラブル、マイナンバーカードの利活用 等の研修、相談対応を行う予定。



【参考情報】人口:757.6万人

\$61,550 (\$60,550)

18 0/18 (6) 18 0/18 (6) 18 0/18 (6) 18 0/120 (6)

【参考情報】人口:127.6万人

関連URL: <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/ict/R3iPad.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/ict/R3iPad.html</a>



地域おこし協力隊員による高齢者の デジタル活用支援

#### 概要(北海道留萌市)

- 地域おこし協力隊が、地域の観光情報等の周知や キャッシュレス決済の普及のために、高齢者にスマホを 活用してもらうことを目的とし、高齢者向けのスマホ講 座(講義形式)や個別相談会の講師をしている。
- 個別相談会では、利用者それぞれのニーズや習熟 度に応じたきめ細かな支援を実施。
- 参加者に対するアンケートを行い、利用者の意見を フィードバックすることで講座や相談会の質の向上に努 めている。



TARE STATE OF ALL AND ALL AND

協力隊作成:アンケート

**⊘Point** 

▶ 電子回覧板導入による持ち運びの負担 軽減や周知効果の向上

#### 概要(宮城県仙台市)

- 高齢化率40%を超える市内の中山間地域の一部 において、紙の回覧版は、隣家が離れていることから持 ち運びが負担となっているほか、早く回すことが優先され、 周知効果に問題があった。
- そこで、電子回覧板導入により、市政情報や町内 会の連絡等を少ない負担で効果的に行えるようにする ため、令和2年度から3年度にかけて実証実験を実施。
- 令和2年度は、テレビとタブレットの2つの利用媒体 のどちらが有効かについて検証を行い、令和3年度は、 その結果を分析するとともに、地域との対話を通じ、そ の他の生活支援機能の追加についても検討する。





【参考情報】人口:2.1万人

関連URL: <a href="https://www.e-rumoi.jp/seisaku/sei\_00035.html">https://www.e-rumoi.jp/seisaku/sei\_00035.html</a>

【参考情報】人口:106.4万人 関連URL:

 $\underline{\text{https://www.city.sendai.jp/joho-kikaku/documents/sendai\_digital\_konwakai\_01.pdf}}$ 

事例:地域におけるデジタル活用支援 【群馬県太田市・群馬県渋川市・吉岡町・榛東村】

**Point** 

市内NPO法人に委託し、市民の スマホ・パソコン相談を実施

#### 概要(群馬県太田市)

- 平成16年度から、市民のITリテラシーの向上に資す るため、市内のNPO法人(おおたIT市民ネットワー ク) による市民向けの相談室を開設している。
- 市役所内の情報センターで、市民の誰でも気軽にス マホやパソコンに関する相談をすることができる。また、 出張相談として、市役所以外の場所でも相談が可能。

開設日時:平日 9時30分~12時30分(祝日、年末年始を除く)

対象者 : 太田市内に在住または在勤、在学する人

相談員 : NPO職員(常勤2名)

相談料金 :無料

相談内容: PC・スマホの初期設定、ソフトウェアの利用方法等

相談実績:1,120人(R1年度)

※出張相談を除く。

受講風景

# **Point**

市町村が住民向けのスマホ講座を 共同開催

#### 概要(群馬県渋川市・吉岡町・榛東村)

- 群馬県内の3市町村(渋川市・吉岡町・榛東村) が共同で、群馬県情報化推進協議会の事業を活用 し、講師の派遣を受けて、住民向けのスマホ・タブレット 講座を実施した。
- 単独開催が難しい場合であっても、共同開催により、 各団体の職員が参加することで、単独開催と比べ、職 員の負担を軽減できる※。
- ※例えば、単独開催の場合、1団体が3名職員を用意しなければなら ないところ、共同開催であれば各団体から1名ずつ職員が集まることで 対応可能。
- 共同開催により、近隣市町村の職員同十の情報 交換の機会ともなる。

【令和2年度実績】 参加者全体:30名

·渋川市:22名 ·吉岡町:3名 ·榛東村:5名

広報しぶかわ (9月1日号)

【参考情報】人口:7.7万人(渋川市)、2.2万人(吉岡町)、1.5万人(榛東村)

関連URL: https://www.pref.gunma.jp/07/b2700001.html

 $\underline{\text{https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0020-005kikaku-jouhou/soudansitu.html}}$ 



▶ 高齢者向けの生活支援を行うシステムを提供

#### 概要(千葉県市川市)

- 令和元年度に官民が連携して高齢者向けの生活 支援(食事・買い物・掃除等)を行うマッチングシステムを開発した。生活する上での困りごとの解決や、生活 に役立つ情報を簡単・便利・スピーディに調べることができる。
- このシステムの提供を通じて、住民の不便を解消し、 便利なスマートシティの実現を目指すため、令和3年度 は、令和2年度の実証実験結果を踏まえて、運用をし ていくこととしている。





R2 実証実験結果報告書

【参考情報】人口:49.0万人 関連URL:

https://www.city.ichikawa.lg,jp/wel02/1111000180.html

# Point

▶ 自治会長役委員会をオンラインを 活用して開催

#### 概要(栃木県那須塩原市)

- 令和2年7月に、東那須野地区自治会長役員会をWeb会議システム「ZOOM」により開催。開催にあたって、地域おこし協力隊が、役員の自宅を訪問し、パソコンやスマホの設定を支援。
- さらに、自治会におけるオンライン会議の開催を推進するにあたり、地域おこし協力隊が自治会長会と連携して「自治会のためのオンライン会議開催マニュアル」を作成。市内の全自治会に配布するとともに、市HPにも掲載している。





オンライン役員会

オンライン会議の手引き

【参考情報】人口:11.7万人 関連URL:

 $\underline{\text{https://www.city.nasushiobara.lg,jp/02/documents/tsushin202009.pdf}}$ 

事例:地域におけるデジタル活用支援 【高知県日高村・熊本県熊本市】



Society5.0 社会に適応する村 づくり「村まるごとデジタル化事業」

#### 概要(高知県日高村)

- 村の現在の村の人口は5,000人余であり、人口が 少ないからこそ、誰一人取り残さないデジタル化を村全 体で進めることとし、村・IT企業・通信事業者の連携 協定を締結した。
- 具体的な取組みとしては、デジタル社会における必須ツールであるスマホを全村民に普及させ、デジタル活用の土壌を整える。主なターゲットは、スマホを持たない高齢者層であり、スマホ教室や生活の質を向上させる4種のアプリケーション(防災・健康・地域通貨・メッセンジャー)の利用教室を通じ、スマホを活用した利便性の高い社会を目指す。



【参考情報】人口:0.5万人



→ 自治会長のデジタルスキル養成の ための研修会の実施

#### 概要(熊本県熊本市)

- 市とNTTドコモが包括連携協定を締結。令和2年度に、市は、連携協定事業の一つとして、自治会長向けに、地域活動でのスマホ活用方法を学ぶ研修会を開催。中央区の自治会長約80名が参加した。
- 今後、地域社会のデジタル化が進むよう、活用に積極的な自治会等を対象に出張スマホ教室や、WEB会議講座・SNS活用講座などを開催。

講 師:NTTドコモ 等

対象者:中央区の自治会長

受講料:無料

場 所:地域コミュニティセンター 等 回 数:研修会や講座を適宜開催





受講風景

研修チラシ

【参考情報】人口:73.4万人 関連URL:

https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/76657.html

## ポータルサイトイメージ図(TOP)

- 6月7日、事業実施団体の決定とあわせて「デジタル活用支援ポータルサイト」をリリース (https://www.deji-katsu.jp/)
- 同ポータルサイトでは、①受講者・一般利用者向け、②地方公共団体向け、③事業実施団体向け と閲覧者の目的・関心に応じた情報提供を実施
- 特に、共通してニーズの高い講習会等の開催情報や教材・動画の提供等を一元的に行っていく
- 6月30日より、市区町村単位で講習会等の開催予定が検索できる機能をリリース

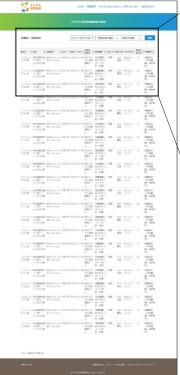


#### 提供コンテンツ 講習会開催情報検索 教材·動画等提供 ·事業概要説明 ・問い合わせ連絡先(執行団体) ・普及促進に向けて 教材・動画等提供 ・講師用教材等の入手方法 ・研修受講に関する方法 ・講師派遣に関する情報 ・ノウハウ集(過去事業等) ・問い合わせ連絡先(執行団体、 総合通信局) •公募情報 ・ガイドライン、教材、研修等の情報 ・講習会等の開催情報の提供 ・問い合わせ連絡先(執行団体、

# ポータルサイト検索機能(講習会予定日時)

■ 6月30日より、市区町村単位で講習会等の開催予定が検索できる機能をリリース







該当市区町村での開催情報が、2ヶ月分掲載される

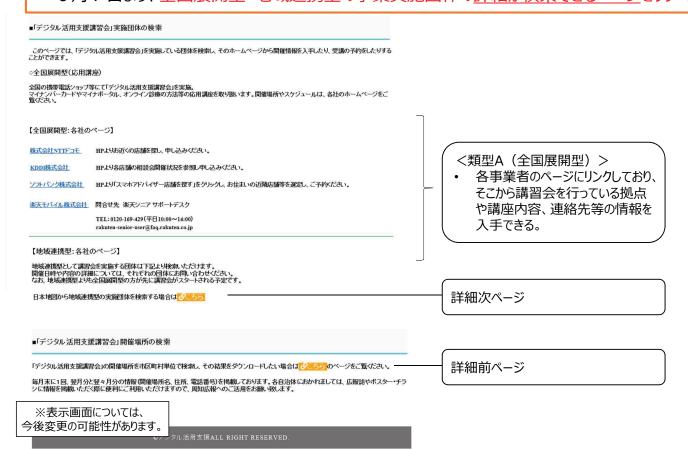
#### <掲載情報について>

- 「開催拠点名、住所、電話番号」は必ず掲載される
- その他、「日付、開始・終了時刻、実施講座、形式 (対面・オンライン)、予約方法、Web 予約用 URL、 受講可能人数、受講条件(対応機種、持参物 等)」については、可能な範囲で掲載される
- 情報更新のサイクルは、毎月初め頃を予定
- ・ 情報については、CSV形式でDL可能 ⇒広報誌等の周知にお役立てください。

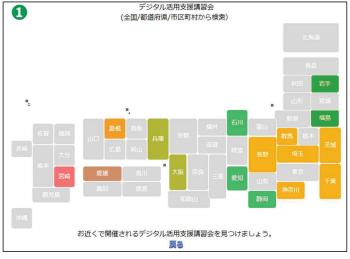
※表示画面については、 今後変更の可能性があります。

# ポータルサイト検索機能(事業実施団体の詳細1/2)

#### ■ 6月7日より、全国展開型・地域連携型の事業実施団体の詳細が検索できるページをリリース



# ポータルサイト検索機能(事業実施団体の詳細2/2)



講習会の予定が無い事業実施団体について、都道府県・市区町村別から、HPや連絡先等を一元的に調べることができる。

※表示画面については、 今後変更の可能性があります。 都道府県をクリックすると・・・



市区町村別の詳細ページに遷移。 各市区町村での、事業実施団体の 詳細な情報を取得できる。



各都道府県市区町村担当課 各指定都市地域コミュニティ担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

自治会・町内会等に関する総務省の主な取組について

各市区町村におかれましては、自治会・町内会等の地域活動に関し、地域の実情に応じて、様々な取組を実施されていますが、自治会・町内会等に関する総務省の主な取組につきまして、下記のとおりとりまとめましたので、今後の取組の参考にしていただきますようお願い致します。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村の地域コミュニティ担当課に、周知していただくようお願い致します。

記

#### 1 地域コミュニティに関する研究会について【資料 1 (P1~P2)】

令和3年10月19日付けの事務連絡でお知らせしておりますが、「地域コミュニティに関する研究会」では、各市区町村にご協力をいただきましたアンケート調査を踏まえた議論を行っております(地域活動におけるデジタル化(第2回)、自治会・町内会の活動の持続可能性(第3回)。)。

12月20日に開催しました第4回研究会では、「防災・地域福祉分野等における地域コミュニティの主体間の連携」と題し、総務省消防庁及び厚生労働省の各分野における、これまでの報告書等を踏まえ、議論を行っておりますので、ご参照ください。

#### 2 自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援について【資料 2 (P3)】

自治会・町内会等は、地域コミュニティにおいて、中心的な役割を果たしていますが、 一方で、加入率の低下や担い手不足といった課題に対応していくための取組が必要と なっております。

現在、自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援については、地方交付税による措置をしているところであり、令和4年度は、多くの団体で実施されている自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の周知の取組を普及させていくために必要な措置も講じることとしています。

#### 3 認可地縁団体について【資料3(P4)】

自治会・町内会等に関して、第 11 次地方分権一括法による地方自治法改正により、令和 3 年 11 月 26 日から、不動産等の保有(保有予定)の有無に関わらず、地縁による団体は、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得(認可地縁団体)することが可能となっています。

また、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、認可地縁団体制度の更なる改正として、認可地縁団体の合併に関する規定の新設や、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する告示回数を3回以上から1回にする見直しなどを検討しています。

担当 総務省自治行政局市町村課 山田係長、八嶋主査 03-5253-5516 shichousonka01@soumu.go.jp

(事務局:総務省自治行政局市町村課)

#### 概要

地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は高まっているが、自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層高まっているとともに、コロナ禍の影響により活動に制約が生じている。他方で、地域活動を効率化し、効果を高める手段としてデジタル技術の活用への期待も高まっている。

こうした状況を踏まえ、自治会、地域運営組織、NPOなど地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応できるようにするための方策について、地域活動のデジタル化にも着目し、先進的な自治体や地域コミュニティの取組を全国の自治体にフィードバックすることを念頭に置いて、検討する。

#### 研究テーマ

- 1. 変化するニーズと地域コミュニティによる対応
- ○変化の要因: ライフスタイルや地域ニーズの変化、コロナ対応に伴い生じた変化
- 〇環境の変化により活動が期待される分野:子ども・高齢者等の居場所づくり、高齢者交流、声かけ・見守り、買い物支援、防災訓練 等 〇行政の支援の手法(例)

場所づくり → 集いの場や避難所となる公共施設等の整備・修繕、子どもの居場所づくりの促進 等

人材づくり → 研修会の開催、地域団体間(ボランティア・NPO等を含む)や専門人材との関係構築(コーディネーターとしての役割) 等 2. 地域活動のデジタル化

- ○従来の活動の効率化:電子回覧板の導入、総会の委任状の電子化、イベントや美化活動の出欠確認・開催中止連絡等の迅速化
- ○今後活動が期待される分野への貢献:地域福祉、防災分野等の活動に寄与するデジタル化
- (地域の居場所や各種支援情報の見える化、未読者の安否確認、非接触による高齢者等の感染対策等)
- ○高齢者等へのデジタル活用支援

#### 構成員

学識経験者8名により構成(◎:座長)

伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

清原 慶子 杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授

佐藤 文俊 地方公共団体金融機構理事長

水津 陽子 合同会社フォーティR&C代表

日髙 昭夫 山梨学院大学法学部政治行政学科特任教授

深田 秀実 小樽商科大学商学部社会情報学科教授 湯浅 誠 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長

◎横道 清孝 政策研究大学院大学特別教授

(上記のほか、オブザーバーとして、厚生労働省及び消防庁の関係課室)

#### スケジュール(案)

7月12日 第1回:全体概要説明、自治体向けアンケートの実施について 8月30日 第2回:研究会の進め方及び地域活動のデジタル化について

10月25日 第3回:自治会・町内会の活動の持続可能性について

12月20日 第4回:防災・地域福祉分野等における地域コミュニティの

主体間の連携について

2月中 第5回: 3月中 第6回:

#### 第2回 研究会 「地域活動のデジタル化」 (R3.8.30)

○総務省が、全市区町村のコミュニティ担当部局に対して令和3年7月に実施したアンケート調査に基づき、地域活動におけるデジタル化の状況について分析するとともに、優良事例の取組について議論。

#### 第2回概要

- ○市町村が把握している自治会のデジタル化の状況について分析
  - ・自治会活動のデジタル化の事例として、電子メール、ホームページ、汎用的なアプリが活用されていると回答した市区町村は、それぞれ約1割程度あるが、自治会向け専用アプリやWEB会議システムを挙げた市区町村は少ない。
  - ・<u>自治会のデジタル化を進める上で市区町村が有効と考える分野</u>としては、<u>災害時における安否確認、</u> 電子回覧板による情報伝達の速達性の確立、地域活動の見える化・情報発信などとなっているが、 他方で、総会の委任状の集計の簡素化や自治会費等の電子決済については、有効と考える市区町村 は比較的少ない。
- ○市区町村の自治会に対するデジタル化支援の内容について分析
  - ・<u>約200市区町村が自治会のデジタル化に係る取組について既に支援を実施</u>しているが、多くの市区町村では、「支援の実績がない」又は「デジタル化の支援をする予定がない」と回答。
- ○自治会のデジタル化に取り組んでいる4市から事例を発表。 金沢市(石川県)、島田市(静岡県)、 岡山市(岡山県)、佐世保市(長崎県)



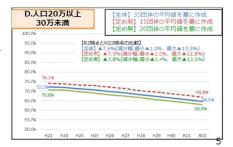


#### 第3回 研究会 「自治会・町内会の活動の持続可能性」 (R3.10.25)

○自治会・町内会等の加入率の状況について分析するとともに、担い手の確保や自治会役員等の負担軽減 に取り組んでいる自治会や市区町村の取組について、総務省のアンケート調査や構成員による事例発表 を踏まえて議論。

#### 第3回概要

- ○平成22年度から令和2年度まで、毎年度自治会の加入率を把握している市区町村(624団体)について、人口段階別(指定都市、50万以上、20万以上30万未満など8つに区分)に分析。
- ○多くの市区町村の自治会の加入率が低下(10年間で平均約6ポイント 低下)している傾向を踏まえ、自治会に対して期待する方向性(加入 促進、活動活性化、男女共同参画等)を条例・計画等で定めている 市区町村における自治会加入率との比較検証を実施し、議論。



- ○<u>市区町村の施策により、自治会の加入促進や地域の居場所(高齢者・子ども)</u> づくり、自治会における新たな活動の創出や加入世帯数(加入者数)の増加 などにつながった事例を紹介。
- ○アンケート調査において、自治会の負担軽減の取組をしていると回答した市区町村(1,099団体)について、<u>役所内の自治会からの担当窓口の一元化や行政が委嘱する委員の推薦依頼の見直し</u>(自治会からの推薦依頼の廃止、推薦人数の減少、制度の見直し)など、取組状況を議論。



市区町村における自治会の負担軽減の取組

○構成員による事例発表を踏まえ、持続可能な地域コミュニティの仕組みの再構築などを議論。

#### 第4回 研究会「防災・地域福祉分野等における地域コミュニティの主体間の連携」 (R3.12.20)

○防災・地域福祉分野等における自治会とNPO等との地域コミュニティの主体間の連携の状況について、 関係省庁における、これまで議論の状況、総務省のアンケート調査の結果や防災・地域福祉分野に関し ての構成員からの事例発表を踏まえて議論。

#### 第4回概要

- ○アンケート調査結果に基づき、市区町村が自治会に対して講じている施策について分析したところ、 防災・防火に対する支援を実施している市区町村が多いものの、多くは財政・人的支援であり、 自治会以外の団体や専門家との連携支援までを行っている市区町村は少ない状況などを議論。
- ○防災・地域福祉分野における消防庁や厚生労働省のこれまでの研究会の議論において、他団体との連携は有効であるとの報告がされていることを踏まえて議論。

「自主防災組織の手引-コミュニティと安心・安全なまちづくり-(H29.3 消防庁)」

・大規模な災害が発生した場合、地域コミュニティが持つあらゆる力が必要となることから、<u>関係行政機関はもちろんのこと、近隣の自主防災組織間の連携を密にし、消防団、女性(婦人)防火クラブ等の他団体と総合的な連携を図ること</u>、小学校区等により広域的な単位で災害の様々な状況に対応できる体制の構築が必要となる。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(R1.12 厚生労働省)」

- ・支援を届ける姿勢で積極的にアウトリーチし、支援を提供していくに当たっては、上記のような<u>相談支援に関わる多職種や自治体職員との連携体制を整備するだけでなく、地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図る</u>ことにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握していくことが重要である。
- ○構成員による防災・地域福祉分野における他団体との連携の事例発表も踏まえて、考察・議論。

#### ○ 令和3年度

・自治会・町内会活動に係る市町村の支援に対して、地方交付税措置(地域振興費 住民活 動支援事業)

住民活動支援事業に対する地方交付税措置(基準財政需要額)標準団体(人口10万人)で43,375千円

#### (※) 住民活動支援事業

自治会・町内会活動(話し合いの場づくり等)支援事業、地域活性化イベント(お祭り、地域 PR 等)助成事業、自主防犯活動(地域の夜回り等)支援事業、防犯灯設置助成事業、ゴミステーショ ン設置事業、集会所建設費補助事業、児童遊園補助事業

出典:「令和2年度地方交付税制度解説(単位費用編)」地方交付税制度研究会

#### ○ 令和4年度(案)

- ・加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、多くの団体で実施されて いる自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の周知の取組(※)を普及推進さ せていくために必要な措置も講じることとしている。
- (※) 多くの団体で実施されている自治会・町内会等への加入促進や自治会活動の 周知の取組の事例
  - ・転入手続時における案内(チラシ、ポスター)
  - ・大学と連携した学生向けの案内(チラシ)
  - ・活動内容等を発信する自治会のホームページやSNSの活用

#### 自治会・町内会等の加入促進に向けた取組例

#### 1. チラシ・ポスターの作成

#### (1)転入手続き時における周知

○転入してきた方に対して、市役所で自治会のパンフレットを 配布し、住む区域などをわかりやすく示すとともに、自治会 の重要性について周知(例 日野市、国分寺市)



ようこそ! B野市へ



左:日野市パンフレット (出典:日野市HP)

右:国分寺市パンフレット (出典:国分寺市HP)

#### (2)大学と連携した学生向け周知

○自治会の重要性(防災・見守り活動・地域の伝統(お祭り))に ついて説明するとともに、若い力を活用し、地域を活性化する ための担い手となってもらうことを記載した大学生向けの パンフレットを作成し、入学時に各大学から配布することで、 大学生が自治会に関心を持つ契機に(例 京都市)



6 100

京都市 左:一般向け 右:学生向けを作成 (出典:京都市HP)

#### 2. ホームページの作成等

#### (自治会活動の情報を積極的に発信)

○自治会が作成するホームページの作成費用等の一部を補助。ホームページを立ち上げる ことで、未加入者・若年層等に対して活動内容等を周知するとともに、各町会・自治会 等においてITに携わる人材を育成することも目的としている(例 板橋区)

#### 3. その他

#### (不動産関連業界と連携した周知やイベントでの呼びかけ)

- ○不動産協会等と協定を締結。住宅販売や賃貸等の契約時に、契約者に対し不動産協会等 の加盟店舗から、町会・自治会の加入案内のパンフレット等を配布するとともに、契約 者の了解が得られた場合、自治会に契約者情報を提供する(例 練馬区)
- ○地域のイベント(祭り)などで、ブースを設置し、写真や映像等で自治会の活動内容を 周知し、加入を呼びかけ(例 練馬区)

#### (板橋区の補助概要)

次の事業を補助(ト限あり)

- ・ホームページ作成委託料
- ・パソコン教室受講費・講師派遣費用
- ・作成用ソフトウェアの購入 等



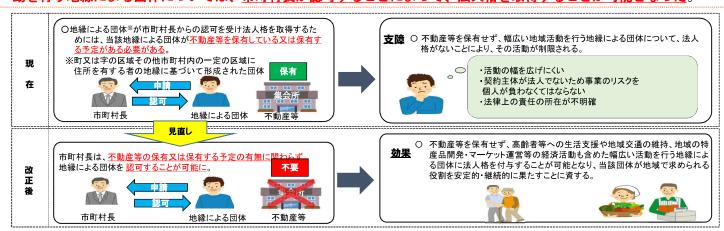
練馬区、練馬区町会連合会、不動産 協会等との協定(出典:練馬区HP)

#### 制度の概要(地方自治法260条の2)

〇自治会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」と考えられ、自治会等の名義で不動産登記することができなかったが、平成3年に創設された「認可地縁団体制度」により、<u>地縁による団体が、不動産等を保有(保有予定)するため、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得し、土地、集会施設等の不動産を団体名</u>義で登記することが可能となっている。

#### 第11次地方分権一括法による地方自治法改正(令和3年5月26日公布、11月26日施行)

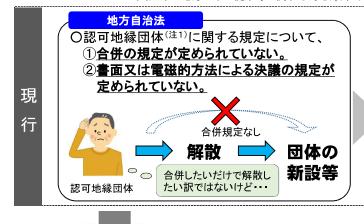
○不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致しない。 ○今般の地方分権一括法による地方自治法改正により、<u>不動産等の保有(保有予定)の有無に関わらず、</u>幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能となった。



〇上記のほか、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法改正(令和3年5月19日公布、9月1日施行)により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることが可能となった。

#### 認可地縁団体制度の更なる改正(案)(認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し)

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)」内閣府地方分権改革推進室作成資料を一部加工



#### 支隨

- ○認可地縁団体が合併するには、<u>解散に伴う</u> 清算手続等を経る必要がある。
- ○総会の開催を省略できず、 対面による決議を行わざる を得ない。







認可地縁団体の活動の制約要因に



見

直

後

#### 効果

- ○合併規定に基づき権利義務の全部の承継が 可能となることから、<u>解散に伴う清算手続等の</u> 事務負担が軽減
- ○書面等による<u>非対面</u> <u>の決議が可能となり、</u> 利便性が向上





認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与

各都道府県市区町村担当課 各指定都市地域コミュニティ担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

自治会・町内会等のデジタル化について

「自治会・町内会等に関する総務省の主な取組」につきましては、令和3年12月24日付け事務連絡で、当課からご連絡をさせていただいているところです。

当該事務連絡におきまして、地域コミュニティに関する研究会で議論した「自治会・町内会活動のデジタル化の取組」につきましても紹介させていただいているところですが、下記のとおり、内閣府地方創生推進室等及び総務省自治行政局地域情報化企画室から発出された事務連絡の中に、自治会・町内会等のデジタル化の推進に資する事例紹介がありましたので、参考までに送付させていただきます。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村の地域コミュニティ担当課に、周知していただくようお願い致します。

記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(資料 1 (P1))

内閣府地方創生推進室等の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)」に、「町内会等に対するデジタル化支援」についても活用可能な事例として紹介されております。

令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について(令和3年12月27日付け事務連絡(内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室))

#### 関係資料

別紙1 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)(R3.12 改訂版)

「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

- ◆新たな暮らしのスタイル確立 (文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進)
  - ・町内会等に対するデジタル化支援

#### 2 地域社会のデジタル化に係る参考事例集について(資料2(P2~P3))

「地域社会のデジタル化に係る参考事例集の作成について」(令和3年12月28日付け事務連絡(総務省自治行政局地域情報化企画室))において、自治会・町内会等の地域活動のデジタル化の事例が紹介されております。

担当 総務省自治行政局市町村課 山田係長、八嶋主査 03-5253-5516 shichousonka01@soumu.go.jp

#### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)

(内閣府地方創

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組 み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

#### 感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例

#### 感染症対応等

- 感染拡大防止のための情報発信支援
- 感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
- 宿泊施設への自主的避難に対する支援
- 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等
- 感染の有無に関する検査(行政検査等として国が補助する場合を除く)
- 飲食店の第三者認証制度の普及に向けた支援
- ワクチン・治療薬の研究開発
- ワクチン接種促進のための体制整備等
- ワクチン検査・検査パッケージの運営支援
- インフルエンザワクチンの接種促進に向けた支援
- 病院施設等における感染症対策への支援

#### 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
- 内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
- 在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
- 障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援
- 子育て世帯、家計急変学生・生徒、生活困窮者に対する給付金
- 住まい確保困窮者に対する支援
- 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- 生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減

#### 事業継続等

- 事業者(トラック輸送、内航海運、施設園芸、漁業等)に対する燃料 費高騰の負担軽減(価格を転嫁した場合の影響緩和を含む)
- 休業要請に伴う協力金等
- 売上減の事業者に対する給付金
- 中小企業等への金融支援(利子補給、保証料補助等)
- テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
- 建機、車両等、事業用資産の固定費支援
- 事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減
- 公益法人等に対する活動継続支援
- ・ 公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援

#### (観光)

- 観光資源、観光関連産業(お土産物屋等)に対する経営支援
- 宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
- 地域の旅館・ホテルや観光施設のリバイバルプランの策定支援
- 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援

#### (地域公共交通)

- 鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
- 地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
- 鉄道・バス・旅客船など地域公共交通のリバイバルプラン策定支援
- 地方空港・港湾の機能の維持・確保支援

- 地域の物流の維持・確保支援
- タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援

- 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
- 臨時休業に伴う給食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
- 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減 に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
- 特別支援学校の舎食費の利用料の返還支援

#### (文化・スポーツ・生活)

- 文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
- 自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
- 文化・スポーツ施設や式典施設(結婚式場等)、自然体験施設等に 対する経営支援
- 公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援
- 医業類似行為(あはき業等)を行う事業者に対する経営支援

- ・ 自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等 の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
- 外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等 における人材の育成・確保支援
- 農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
- 農畜水産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援
- 滞留する原木・水産物の保管等支援

#### 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

#### 社会的な環境の整備

- 3 密対策を実施したより快適な空間の創造) 観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関(車両・待合所)等の3 密対策支援 公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策支援 夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援 私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備 濃厚接触者追跡アブリの導入支援

- キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用) 観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入 地域の仮想通貨等の導入支援

- 行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化) 行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進 デジタル機器・サービスに不慣れな住民へのオンライン行政手続等の利用支援 電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入 マイナポイントの上乗せ等によるマイナンバーカードの普及促進

- 新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築) 避難所における物資調達や避難情報アブリ導入等の感染症対策支援
- 宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援

#### 新たな暮らしのスタイルの確立

- オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援教員等の追加配置や大杯マッチング支援
- 医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談 体制構築等の支援
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援

- オンライン診療等の推進) オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配送インフラ等の整備支援 オンライン化に伴うシステム等のアドバイスを行うITコーディネーターの利用支援
- オンラインによる高齢者の在宅での介護予防への取組み支援

- 文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進) 「新しい生活様式」下での文化・冰・ツハ・ント、ライブ・エンターテインメントの開催支援 「新しい生活様式」下での結婚式等の冠婚葬祭の開催支援 子どもの文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援

- 放送コンテンツの海外展開支援 町内会等に対するデジタル化支援

- 都市と地域の両方で働く・楽しむライフスタイルの開拓) ワーケーションや人材マッチング、等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援 テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援 地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援

- ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出) NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
- 移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
- オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援

# MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備) MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援 自動走行等の社会実装支援

#### 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

- 新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備) 倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援 非接触・非対面の輸送等のためのドローン・「空飛ぶクルマ」開発・活用支援
- 飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援
- 「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進)観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
- 宿泊・飲食業・タクシーによるテイクアウト・配送事業の推進

- 3 密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行) 旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援 地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援

- 農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保) 農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出・事業転換等の支援 地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援 食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援 スマート農業や食品流通事業者・卸売市場開設者等の省人化支援
- 地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進)地域企業群とスタートアップ人材・企業の連携支援廃業危機にある事業者と創業希望者とのマッチング支援事業のの取開発、制力の取組支援

- 中小企業の生産性向上、販路開拓支援
- 地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化) 地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援 地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援
- ・ 冲角 9 る スペ・ハ 生 ガン 本 日 マ メ 1を ※ 上記の事業の例はいずれも新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として 276 実施される事業に限ります。

(「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」令和3年12月28日付け事務連絡(総務省自治行政局地域情報化企画室)



#### アプリを活用し、町会・自治会等と 地域のボランティアをマッチング

#### 概要(東京都江戸川区)

- 江戸川区では、令和3年度からアプリを活用し、地 域で困っている人とボランティアのマッチングに取組むモデ ル事業を実施している。
- 町会・自治会等の困りごとを「なごみの家」が登録し、 アプリをインストールしているボランティアに情報が届く仕 組み。
- 情報を受け取ったボランティア が、アプリから応募することで町 会・自治会等とのマッチングが 成立する。会員の減少に悩む 町会・自治会等がこの仕組み を活用し、ボランティアの力を 借りて地域の清掃活動を行う など、住民等に身近な仕組み となっている。



【参考情報】人口 69.6万人

関連URL:

#### 01:地域活性化【その他の主な取組】

○ 町会·自治会支援(東京都)

町会・自治会が行うデジタルを活用した活動 や、地域におけるデジタルデバイド対策としての スマートフォンの使い方講習会などの事業に対 して助成

#### 02: 住民に身近なデジタル【宮城県丸森町(ちいき本棚)・北海道札幌市(自治会・町内会支援)】

**Point** 

(「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」令和3年12月28日付け事務連絡(総務省自治行政局地域情報化企画室)一部加工)

札幌市では、自治会・町内会等の活動の促進や、 コロナ禍における住民の回覧板(紙媒体)に関する不

安の声などに応えるため、令和3年度は自治会・町内 会等向けに「リモート会議実施研修会」や「電子回覧

○ リモート会議の研修会については、町内会会長やま

ちづくりセンター所長等を対象とし、20名定員で20回

(各区平均2回)を予定している。初歩的なところから

始めて、まずはツールを体験し、利便性を実感しても

する取組

板導入モデル事業」を実施している。

○ 電子回覧板については、市がコンサル

事業者と共に先行事例の調査を行い、 モデル町内会として選定した10の町内 会に対していくつかの方法を提示。 その上で町内会が選択した方法による 回覧の導入・運用支援を実施している。

概要(北海道札幌市)

▶ 自治会・町内会のデジタル化を支援



町の広報紙等をWEB上で誰でも、 いつでも見ることのできる環境

#### 概要(宮城県丸森町)

- 丸森町では、町の広報紙「広報まるもり」等を電子 書籍化した上で、ちいき本棚(電子回覧板)を用いて 広く公に提供している。
- 広報紙等を電子書籍化することで、印刷部数の制 約がなくなり、多くの人に町に関する情報を届けることが できるとともに、域外にいる町に関心のある人々(関係 人口等)にも、情報をタイムラグなく届けることができる。
- また、自治体が電子書籍化した広報物等をちいき 本棚に搭載することで、利用者はアプリにより広報物等 を端末から自由に閲覧することができ、整理された情報 から選択したり、過去の情報にもアクセスできる。



 $\underline{\text{http://www.town.marumori.miyagi.jp/soumuka/johokoho/koho/kairan.}}$ 

【参考情報】人口:1.3万人 関連URL:

【参考情報】人口:196.2万人

関連URL: html (町HP)

らうことを目的としている。

#### 02:住民生活【その他の主な取組】

○**自治会ICT化応援(沖縄県豊見城市)**自治会長会のオンライン対応(Web会議等)が可能となるよう各自治会のインタ 情報機器等の整備を支援

(「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」令和3年12月28日付け事務連絡(総務省自治行政局地域情報化企画室)一部加工)

# **<b>Point**

村民に身近なあらゆる場所でスマートフォンの相談会を実施

#### 概要(茨城県東海村)

- 東海村では、デジタルデバイド対策として、ターゲットを性質によって分け、様々な場所で重層的なスマホ講座を実施するとともに、スマホの購入を支援する取組を実施している。
- スマホを持っていない人に対しては、役場、自治会において「体験会」としてスマホに触れてもらい、ガラケーを利用している人に対しては、購入と講座をセットで支援する。既にスマホを持っている人に対しては、自治会、薬局、公民館においてスマホ講座を開催するとともに、国のデジタル活用支援推進事業(地方連携型)を活用して講座を提供している。
- 特に、ガラケーからスマホに買い 替える人に対しては、購入店舗で 6回のスマホ講座を受けると最終的 に購入費用の補助申請を住民自ら スマホで行うことができる仕組みになっている。



【参考情報】人口:3.8万人 関連URL:

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/soshikikarasagasu/kikakusomubu/kikakukeieika/4/3\_1/dejitarukousou/smartphone/6433.html (村HP)

# Point

▶ 地域の要望に応じた高齢者向けスマ 木教室の開催

#### 概要(山口県宇部市)

- 宇部市では、デジタルデバイド対策として、市内の24 地区のふれあいセンター等において、各2回のスマホ講座を実施している。
- 全2回の講座内容を、初級編、検索編、アプリ編、 LINE編の中から、事前のアンケート等をもとに、<mark>各地</mark> 区が希望するコースで実施している。
- 地区の実情に合わせ、同じ講座内容を2回実施することも可能である。
- 一方方向の研修ではなく、 住民とのコミュニケーションを 大切にし、また、無償のボラン ティアスタッフとして大学生が 高齢者をサポートするなど、 多世代交流も図りながら、 講座が展開される仕組みと なっている。



チラシ

【参考情報】人口:16.3万人 関連URL:

https://www.city.ube.yamaguchi,jp/shisei/kouhou/kishahappyou/1008059/1013882/1014035.html (市HP)

16:移住者が教え手となるデジタル活用支援【長崎県五島市(移住者と交流)・千葉県御宿町(地域おこし協力隊)】

(「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」令和3年12月28日付け事務連絡(総務省自治行政局地域情報化企画室) 一部加工)

Point

スマホの使い方を教えることを通じて 移住者と地域住民が交流

#### 概要(長崎県五島市)

- 五島市では、コロナ禍で地域のお祭りなどのイベントが開催できず、移住者が地域住民とふれあうきっかけが 失われているという課題があった。
- そのため、移住支援員を含む20代~40代の移住者が、地域の高齢者にスマホの使い方を教えるスマホサロンを令和3年7月に開催した。
- 移住者からは、「スマホの使い方を教える中で、地域の人と顔見知りになれた」、「一緒に参加した子どもを地域の人に可愛がってもらえた」という声があり、地域の高齢者からは、「スマホの操作が分からず、誰に聞けばいいか分からなかったが、今後も相談できる人ができた」などの声があった。



▶ 地域おこし協力隊が活動の一環として行うデジタル活用支援

#### 概要(千葉県御宿町)

- 御宿町では、令和2年度から移住定住を中心とした SNSによる情報発信等をミッションとする地域おこし協力隊員を任用した。
- 町には、高齢者が多く、町民のデジタルリテラシーを 向上させることにより、情報格差の是正等につながると 考え、地域おこし協力隊員が活動の一環として、高齢 者等がスマホ等に関して、分からないことを地域の交流 サロンで相談できる場を2ヶ月に1回程度設けている。
- 参加した高齢者は、この活動により、メールができるようになる、スマホで写真が撮れるようになるなど、高齢者がスマホ等の使い方を学ぶきっかけになり、参加者が中

心となり教室以外でも教え あうなど、少しずつデジタルリ テラシーの向上に繋がっている。



【参考情報】人口:3.6万人

関連URL: -

【参考情報】人口:0.7万人 関連URL:

https://www.handshakee.com/onjuku\_chiiki (町アカウント)

事 務 連 絡 令和4年2月21日

各都道府県市区町村担当課 各指定都市地域コミュニティ担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

地域コミュニティに関する研究会(第5回)の開催及び自治会等に対する 市区町村の取組についての予算の措置状況に関する調査について

地域コミュニティに関する研究会(第5回(令和4年2月18日開催))では、令和3年7月に実施したアンケートの結果及びこれまでの研究会の議論を踏まえ、令和4年3月に公表予定の報告書の作成に向けた検討を行いました。アンケートのとりまとめに際し、皆さまには多大なご協力を賜り、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、重ねてのお願いとなりますが、当研究会では、自治会等の地域活動のデジタル化や自治会等への加入促進に関して、令和4年度の各市区町村の取組予定について把握したいと考えています。つきましては、下記のとおり調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

記

#### 1 自治会等に対する市区町村の取組についての予算の措置状況に関する調査(依頼)

- (1)調査項目:次頁のとおり
- (2)回答期限:令和4年3月7日(月) 別添の回答様式に記入
- (3) その他:各都道府県市区町村担当課におかれましては、指定都市を除く各市区町村のとりまとめをお願いします。

#### 2 ご参考(地域コミュニティに関する研究会(第5回(令和4年2月18日開催)))

第5回の研究会については、総務省ホームページをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/chiiki\_community/index.html

担当 総務省自治行政局市町村課 山田係長、八嶋主査 03-5253-5516 shichousonka01@soumu.go.jp

#### 自治会等(※1)に対する市区町村の取組についての予算の措置状況に関する調査

以下の項目について、令和4年度に執行予定の予算(令和4年度当初予算案・令和3年度最終補正予算案)でどの程度の措置をしているか教えてください。回答日時点で議決を経ていない場合は、当該予算案の内示ベース(または議案上程ベース)での回答で構いません。なお、金額を個別に算出できない場合は金額欄の記入は不要です。

- 問1:自治会等の地域活動のデジタル化について、予算措置をしていますか。 また、予算措置をしている場合、予算総額を教えてください。
  - 1. はい 予算総額:

円 → 問2へ

2. いいえ → 問3へ

- 問2:具体的にどのような内容ですか(複数回答可)。 また、それぞれの予算額を教えてください。
  - 1. 電子メールの活用に対する支援 (予算額: 円) 2. ホームページの活用に対する支援 (予算額: 円) 3. 汎用的なアプリ(LINE、Facebook 等)の活用に対する支援 (予算額: 円) 4. 自治会向け専用アプリの活用に対する支援 (予算額: 円) 5. Web会議システムの活用に対する支援 (予算額: 円) 6. その他( (予算額: 円)
- 問3:自治会等の加入促進について、予算措置をしていますか。 また、予算措置をしている場合、予算総額を教えてください。
  - 1. はい 予算総額:

円 → 間4へ

2. いいえ → 回答終了

- 問4:以下の取組のうち該当するものを選択してください(複数回答可)。 また、それぞれの予算額を教えてください。
  - 1. 自治会向けのチラシ又はポスターの作成支援 (予算額: 円)
  - 2.活動を周知するための自治会向けのホームページの作成支援 (予算額: 円)
  - 3.外部アドバイザー又はコーディネーター(※2)の自治会等への派遣(予算額: 円)
  - O. THE TO AGE TO THE TOWN THE COMMENT OF THE TOWN
  - 4. コーディネーター (外部人材を対象) の育成又は研修(※3) (予算額: 円)
  - 5. コーディネーター(行政職員を対象)の育成又は研修(※3) (予算額: 円)
  - 6. その他( ) (予算額: 円)
  - (※1) 自治会等:地方自治法第260条の2第1項に規定される「地縁による団体」やその連合会
  - (※2) 外部アドバイザー: 自治会等の加入促進や活性化を目的として単発的に派遣される外部人材 コーディネーター: 地域活動に携わる自治会以外の団体(NPO等)・個人の状況を把握し、自治 会等と継続的に連携しながら、住民ニーズに対応できるよう、関係者の間 に入って適切に調整できる人材(外部人材及び行政職員の両方を想定)
  - (※3)コーディネーターの育成や研修について、外部人材・行政職員のどちらも対象としている場合 には、選択肢4と5の両方を選択してください。

調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。